

重要事項説明書<見守りセキュリティサービス【SAFE-1】(アパートメント加入契約)>

改訂新旧対照表

改訂(新)	現行(旧)
<p>第2条 提供するサービスの内容</p> <p>3. 利用者へ提供するその他のサービス</p> <p>③ 見舞金制度</p> <p>(4) 見舞金のご請求</p> <p>i.届出および通知</p> <p>万が一被害に遭われた場合は、警察・消防機関等へ届出を行うとともに、その届出をした旨、速やかに当社へ連絡下さい。連絡が遅れると見舞金がお支払いできないことがあります。</p> <p>また、契約期間中に当社への連絡がなされなかった場合には、見舞金をお支払いすることはできません。</p>	<p>第2条 提供するサービスの内容</p> <p>3. 利用者へ提供するその他のサービス</p> <p>③ 見舞金制度</p> <p>(4) 見舞金のご請求</p> <p>i.届出および通知</p> <p>万が一被害に遭われた場合は、警察・消防機関等へ届出を行うとともに、その届出をした旨、速やかに当社へ連絡下さい。連絡が遅れると見舞金がお支払いできないことがあります。</p>

※本説明書は、2025年12月1日から適用します。